

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成24年8月27日
照会部署名 中部ブロック本部厚生年金適用支援グループ
照会担当者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援グループ長) 匂坂 憲治
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 田口

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000	本部受付番号 No. 2012-43
-----------------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

雇い入れ日が公休日である場合の被保険者資格取得日の取扱いについて

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚生年金（適用）（以下、「適用マニュアル」という。）Ⅱ－1－5 被保険者資格取得届

厚生年金保険法第13条第1項

健康保険法第35条

昭和3年11月17日付け保発第751号社会局保険部長通知「製糸工場等二使用セラルル者ノ被保険者ノ資格ニ関スル件」（以下、「昭和3年11月17日付け通知」という。）

日本年金機構発行 厚生年金保険・健康保険の事務手続き（以下、「事務手続き」という。） 5ページ

(内容)

適用マニュアルⅡ－1－5において、「事実上使用関係が発生した日が資格取得の日となる」とされているが、以下の事例について資格取得日をA・B案のいずれにすべきか、ご教示願います。

【事例】

給与支払体系	日給
雇用契約開始日	平成24年4月1日（日曜日）
勤務開始日	平成24年4月2日（月曜日）
当該事業所の公休日	土曜日・日曜日

※ 当該事業所においては、本来、雇用契約開始日と勤務開始日が同日となるが、この事例では、雇用契約開始日が公休日に該当したため勤務開始日がずれている。

【A案】

報酬の支払いの対象となった初日に事実上使用関係が発生したと考え、平成24年4月2日とする。

【B案】

偶然、雇用契約開始日が公休日に該当したのであって、公休日でなければ雇用契約開始日から勤務するのであるから、事実上使用関係が発生した日は平成24年4月1日とする。

(対応案)

B案が妥当であると考えます。

昭和3年11月17日付け通知において、「雇傭契約ハ成立スト雖所謂入場ノ日迄ハ職工及事業主ノ双方ニ於テ該契約ニ依リ労務ノ提供或ハ報酬支払ノ要ナク即チ双方共債務履行ノ要ナキヲ以テ事実上ハ勿論法律上モ未タ使用関係発生セラルモノト認メラレ候」と示されています。

また、事務手続きにおいて、「「事実上の使用関係に入った日」とは、報酬が発生する日をさします。」と示されています。この事務手続きで示されている事例は、採用日4月1日、勤務開始日4月10日である場合に、報酬支払の対象期間の初日で判断することと示されています。

しかしながら、これらはすべて雇用契約成立日又は採用日と勤務開始日との間に一定の期間が存在する場合の事例と考えます。

当該事例においては、勤務開始日は雇用契約開始日の翌日であり、また、平成24年4月1日は当該事業所における公休日であることから、公休日でなければ雇用契約開始日から労務の提供があり報酬の支払があった、と考えると、

事実上使用関係は平成24年4月1日に発生しているものと考えます。

ただし、昭和3年11月17日付け通知により示された考え方を公休日が原因で勤務開始日が雇用契約開始日と一致しない事例についてまでも当てはめるべきなのか、諸規程において明らかにされていなかったことから、機構本部へ照会いたします。

(本部回答)

ご照会の事例においては、資格取得日は、平成24年4月1日となります。

健康保険法・厚生年金保険法では、適用事業所に使用される日が資格取得日となります。この使用される日とは、事実上の使用関係が発生した日として取扱い、資格取得日を決定しているところです。

通常、雇用契約開始日は、勤務開始日と一致し、その日に事実上の使用関係が発生すると考えられますが、一致しない場合においては、報酬の支給開始を参考に事実上の使用関係が発生した日を決定します。

事務手続きにおいて示しているのは、月給制の場合、月の勤務日数に関わらず、報酬は一定の金額となるところ、勤務開始前の期間の報酬が控除されるのであれば、労務の提供が開始され報酬支払の対象期間の初日が、事実上の使用関係の発生日とするのが妥当という例です。

しかしながら、日給制においては、公休日は、労務の提供がなく報酬の支払いがないのは当然であり、公休日でなければ雇用契約開始日が勤務開始日と一致すると想定されることから、事実上の使用関係の発生日は、雇用契約開始日となります。

回答日	平成24年 9月11日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 上仁 武
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

佐藤

(回答提供先)

<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
機構 L A N 掲載	相談 センタ ー	社 労 士 会	健 保 協 会	年 金 局	H P 掲 載